

女性活躍推進法に基づく行動計画公表に関して

平成28年4月1日より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、301名以上の大企業に自社の女性活躍推進における情報公表及び行動計画の策定が義務付けられております。当社では、女性社員がより一層活躍できる環境を目指すことにより、男女問わず全ての社員が自己の能力を最大限発揮し、仕事と生活を両立しながら働ける職場環境となる様、これまで様々な施策を実施して参りました。

この度女性活躍推進法に基づき、当社におきましても以下の通り、新たに行動計画（数値目標）を設定し目標達成に向け、今後もさらなる取り組みを実施して参ります。

株式会社ナック 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮できるよう仕事内容の整備を行い、等しく就労できる働きやすい環境を作る為に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの 5年間

2. 内容

- | |
|---|
| 目標 1：正社員に占める女性正社員比率が 14.6%を 20%まで引き上げる
目標 2：20代の基幹的業務に就く社員の勤続年数における男女差を同等にする |
|---|

<対策>

- 女性が少ない営業職での女性社員配属数を増やす。
- 新規採用者における女性比率の向上
- 育児等ライフイベントと仕事を両立させる施策の検討、実施
- 育児休業者への職場復帰支援の充実

3.女性活躍に関する情報公表

①.労働者に占める女性労働者の割合

	正社員		パート・アルバイト
	基幹社員	限定社員	
女性	92(8.6%)	78(78.8%)	410(71.1%)
男性	974	21	167

②男女の平均継続勤務年数の差異

	正社員		パート・アルバイト
	基幹社員	限定社員	
男性-女性（年）	3.3	-3.5	-1.5

4.その他

弊社では創業以来、希望の時間、曜日に働きたい、自分のペースで仕事がしたい女性に対して、フルタイム・パートタイム・出社義務のない業務委託など様々な形態で仕事についていただいております。今日では、20代から70代まで幅広い年齢層の方々が大勢活躍しています。

今後は、女性活躍推進法の趣旨にのっとり、その活躍の場を一層広めてまいります。

	パート・アルバイト	業務委託
女	410名（44.7歳）	309名（55.8歳）
男	167名（41.0歳）	192名（40.1歳）

※令和3年3月31日時点

以上